

令和5年3月農業委員会定例会議事録

日時	令和5年3月24日（金）午後1時30分～午後2時53分
場所	さぬき市役所 3階301・302 議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1～6号)
日程第3	非農地証明願いについて (会長提出議案第7～13号)
日程第4	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第14～16号)
日程第5	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第17号)
日程第6	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第18号)
日程第7	青年等就農計画の審査について (会長提出議案第19号)
日程第8	その他
出席委員	1 楠 豊 2 吉原博美 3 朝倉重弘 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 17 芳竹和政 4 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸 (会長)
欠席委員	なし
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳主査 藤川英祐主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	三好幸信農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし

楠豊委員	それではご報告致します。提出議案1号、2号の3条申請ですが、内容については事務局の説明のとおりであります。受け手の●●●●●●は適格法人でもあるようなので、地区委員会と致しましては、現地を確認し、1号、2号議案ともに問題はなかろうということになりましたので、よろしくお願い致します。
議長（会長）	続きまして、●●地区、お願いします。
松岡浩二委員	第3号議案について報告します。3月17日、現地確認を行いました。先ほどの事務局の説明のとおりでありまして、特に問題はないと考えますので、よろしくお願い致します。
議長（会長）	続きまして、●●地区、お願いします。
十河道夫委員	第5号議案、17日にスタッフ全員で現場を見てきました。新規就農で、先ほどまで面接を行っており、取りあえず、年齢的にもしっかりしており、それとバックアップしていただける方もしっかりした人がついておりますので、問題なかろうというふうに思っておりますので、ご協議よろしくお願い致します。以上です。
議長（会長）	続きまして、●●地区、お願いします。
十川隆行委員	4号議案ですけども、全員で見えてまいりました。別段問題なかろうということですので、よろしく審議をお願いします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第1号から第5号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第5号につきましてお諮りします。議案第1号から第5号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第5号を原案のとおり認めることと致します。続きまして、●●委員の関係する議案である議案第6号の審議に入ります。 それでは、●●委員の退席を求めます。 (●●委員 退席)
議長（会長）	では、事務局から説明を求めます。
事務局	今月の●●委員に関係する3件の案件は1件ございまして、面積にして887㎡、2筆です。議案書1ページでございます。 会長提出議案第6号についてご説明させていただきます。地区番号5、受付年月日、令和5年3月1日。譲渡人、●●●●●●●●●●、●●●様、譲受人、●●●●●●●●●●、●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●他1筆で、台帳地目、現況地目ともに田、地積の合計が887㎡。譲渡人の申請事由は労力不足、譲受人の申請事由は経営規模の拡大。権利は所有権の移転を伴うもので、経営面積6,823㎡、受人従事数は2人です。資料と致しま

次に、譲受人及び申請内容についてご説明します。

会長提出議案第14号から第16号について、譲受人、●●●、●●●●●●●●●●様。転用目的、●●●●●●●●●●。工事着完予定年月日、令和5年4月30日から令和6年3月31日。権利は地上権設定、農地区分は第2種農地です。資料と致しましては21から23ページで、位置図を21ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●●、●●●●●●●●●●の北東約200mに位置し、隣接については、田及び道路、水路に接しております。申請者は太陽光発電事業を営む法人であり、太陽光発電設備用地に適した土地を探していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合の同意も得ております。

以上となります。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員 会長提出議案第14号、15号、16号、3件まとめてご報告致します。3月18日に私たち現地確認を行いました。●●●●●さん、●●●●●さんは岸の草もきちんと刈られて、さっぱりしておりました。●●●さんところの田んぼはちょっと離れておりますが、ちょっと草刈もできておりませんでしたけれども、ここは長いこと遊休農地で、遊ばすようではないですけど、遊休農地の状態でおりました。それがこの度、●●●●●のおかげで太陽光発電が工事されるそうです。私たちこれでよいのではないかと判断致しました。よろしくご審議いただきたいと思っております。

議長（会長） それでは、議案第14号から第16号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

ちょっと私のほうからこれ質問させてもらって構いませんか。地上権設定をしていますが、これの年数は決まっているのですか。年数は設定しているのか。

事務局 申請書を確認してまいりますので、お時間頂いていいですか。

議長（会長） 暫時休憩致します。

休 憩

議長（会長） 再開致します。

事務局 お待たせ致しました。申請書によりますと、期間は永久のほうになっております。一時転用と永久転用の丸をする欄があるんですけども、そこに永久のほうに丸がついております。

議長（会長） ちょっと意味が分からん。

事務局 期間を定めてないという。

議長（会長） 期間はないのか。

事務局 そうですね。

議長（会長）	期間がなかったら、太陽光は例えば20年でアウトやろ、今だったら。ほな、それは後どうするん。もう使わんようになるやろ。それ撤去して元へ戻すような、そんな条件とかあんなんは入ってないん。
事務局	申請の添付書類の中に土地の契約書のようなものはないので、業者というか申請者のほうに確認をしないと、ちょっと今は分からないです。
議長（会長）	確認してから、ほんだら。一応ここでは通しとくわけ。皆さんの意見は。
事務局	もう少し時間頂いてよろしいですか。ちょっと今から確認を。
議長（会長）	今から調べるの。
事務局	よろしいですか。
議長（会長）	はい。
大塚ノブ子委員	これ土地持つとる人、田んぼを持つとる人は、この地上権の永久というのを承知しているのですか。
事務局	土地の所有者の要望でそうなったそうです。所有権の移転じゃなくて地上権の設定になったのは、所有者のお話でこうなると。
岩澤佳宣委員	借地料をもらうわけやな。
事務局	そういうことやと思います。
十川隆行委員	それも出てないのですか、金額は。
事務局	5条申請の中には、借地の契約の金額いうのは出てこないのです。3条の売買とかだったら金額書くのですけど。
議長（会長）	借地料は出とるやろ。借地料も出とらん。
事務局	訂正させてください。地上権の設定、権利の存続期間は20年です。
事務局	土地の貸借料と言ったんですけど、申請料につきましては、地上権の設定で、土地代で400万円となっています。これは土地代の借地料になると思われま。
議長（会長）	20年間の。
事務局	そうです。
議長（会長）	皆さん、ほかに質問ございませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第14号から第16号につきましてお諮りします。議案第14号から第16号について異議ありませんか。

全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、議案第14号から第16号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。</p> <p>続きまして、日程第5 農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第17号を上程致します。</p> <p>なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の14番から19番が●●委員さん、26番から28番が●●●●委員さんの関係議案になり、除外対象議案になりますので、後で別審議と致します。</p> <p>では、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>会長提出議案第17号について、ご説明致します。農地の貸し借りについての説明で、議案書5ページから7ページとなります。</p> <p>説明の前に訂正があるんですが、整理番号2番の受け手が●●●●様、出し手が●●●●様となっておりますが、これは借り手と貸し手が逆になっております。その訂正だけを説明させていただきます。</p> <p>個人が10件、法人1件、中間管理機構21件の合計32件となっております。32件のうち新規23件、再設定9件となっております。</p> <p>32件のうち賃借権7件、使用貸借権25件となっております。賃借権の内訳としまして、7,000円1件、5,700円1件、5,000円2件、3,681円1件、1,821円1件、物納1件となっております。</p> <p>期間は、10年が11件、6年12件、5年4件、4年8か月1件、3年4件となっております。</p> <p>続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さんの案件を除いた40件について説明します。別紙のA3の総括表をご覧ください。</p> <p>貸付先は、個人24件、法人16件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権16件、使用貸借権24件となっております。期間は、10年9件、6年30件、4年8か月1件となっております。利用内容は、水稲、麦、露地野菜の作付となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>説明が終わりました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件が多いので、一括して質疑に入りたいと思いますので、質疑等ある場合は整理番号指定の上、ご発言を願います。</p> <p>ございませんか。</p>
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の14番から19番、20番から28番を除く議案第17号について、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	<p>それでは、原案のとおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表で●●委員の関係議案である14番から19番、●●●●委員の関係議案である26番から28番の審議に入ります。それでは、●●委員、●●●●委員の退席を求めます。</p> <p>（●●委員、●●委員 退席）</p>
議長（会長）	では、事務局より説明を求めます。

事務局 農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さんの案件は9件で、賃借権3件、使用貸借権6件、期間は、10年6件、6年3件となっております。利用内容については、水稻、麦、露地野菜の作付となっております。

以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑等はありませんでしょうか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認致します。
退席されている●●委員、●●●●委員の再入場を認めます。

(●●委員、●●委員 着席)

議長（会長） 続きまして、日程第6 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第18号を議題とし、上程致します。なお、この議案は●●委員の関係案件であり、除斥対象議案であり、これから審議に入りますので、●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長（会長） それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 会長提出議案第18号、農業経営改善計画の審査について、●●●●さん、住所が●●●●●●●●●●番地●、生年月日が昭和●●年●●月●日生まれです。

別紙の経営改善計画を参照してください。現在、ブドウと水稻を生産しております。農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、(1)生産につきまして、シャインマスカットは現在、作付面積35aで生産量5,600kgを栽培しております。5年後は作付面積を39aに拡大し、生産量5,850kgを目指します。ピオーネは現在、作付面積が9aで生産量が1,260kgですが、こちらは5年後も変更はありません。水稻は現在、作付面積33aで生産量1,584kgですが、5年後も変更はありません。

(2)農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業としまして、現状、作業受託(稲刈)を売上で51万円実施しておりますが、5年後までに作業受託はやめる予定です。

(3)農用地及び農業生産施設につきましては、アの農用地で、所有地の田が現状60aと畑が現状88aですが、5年後、変更はありません。イの農業生産施設につきましては、現状、ハウスが3棟の3,800㎡ですが、こちらも5年後は変更はありません。

現状の年間所得460万円から5年後469万円を目指します。新たにシャインマスカットの定植や改植を行うとともに、秀品率を上げることで所得の向上を目指します。経験も実績もある農業者ですので、認定農業者の継続認定についてのご審議をよろしくお願いします。

以上です。

変意欲もあり、これからの営農活動も期待できますので、認定新規就農者の認定についてのご審議をよろしくお願いします。

以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区の関係案件ですので、地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

十河道夫委員 ご報告申し上げます。本日1時からヒアリングを行いました。もともと●●さん、●●のお生まれでございますので、両親も近くにおりますので、それとご夫婦で新規にイチゴを栽培したいということで、今日はかなり緊張はしておりましたが、先の計画もきちんと見据えて経営をするというふうに私どもは受け取りましたので、どうぞ皆さんで応援をしてあげていただきたいと思っております。以上です。

議長（会長） 地区代表委員の報告が終わりました。議案第19号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第19号についてお諮り致します。議案第19号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第19号を原案のとおり認めることと致します。本日上程の議案については以上ですが、日程第8 その他で、事務局、何かありませんか。

事務局 そうしたら、皆さんの机の上にお配りしているものについてご説明させていただきます。

1点目が、A3の大きな用紙で、今までの活動の活動日数を書いた表を置いてあるかと思っております。今回が初めての取組で、していただいただけでも本当に助かっているんですけど、国のガイドラインに基づいて自己評価をする必要がありますので、本日この用紙はこちらのほうで回収させていただきますので、お帰りになるまでの間に、用紙の右下のほうにある自己点検・評価、活動実績、ご自身の実績のところ、ご自分が思ったままを丸つけていただいたら構いませんので、よろしく願い致します。

次は、会場の後ろのテーブルに、今日皆さんに持って帰っていただくものをご準備しております。中には、2023年の活動記録セットが新たに発刊されたので、そちらと、あとは農政情報とかのパンフレットも入れておりますので、それと、この後行われますタブレットに関する冊子も一緒に入れてありますので、その説明はまた後で担当のほうからさせていただきますので、今回、推進委員さんの分も持って帰っていただくようお願いいたします。ご自分のお名前書いてあるシールの下に、担当地区の推進委員さんの分の袋も準備しておりますので、お手数なんですけど、配布をお願いします。

続いて、今日の配付物の中で一番気になっているであろう、このタブレットのことなんですけども、本日、この後、農業会議の●●さんがいらっしゃって、タブレットの使い方の説明というか研修をしていただくようになっております。

今日、配っているのが、このタブレットケースに入ったタブレット本体と、商品が入った箱と、この下にeMAFF現地確認アプリの使用方法

(研修会用)という資料がございます。今回この資料を見ながら、皆さんにタブレットを実際に触ってもらってということで、配付させていただいております。

実際にこのタブレットを皆様のほうにお渡しして、持って帰ってもらうときには、タブレットの使用に係る注意事項みたいな、利用規定みたいなのを本当はつくらないといけないんですけど、ちょっとまだ準備ができていせんので、今日はさわりだけ、こういうふうにするやというのを何となく研修していただいて、後で回収させていただきますので、終わったら机の上に置いておいてください。

今日、後ろの紙袋の中にタブレットの使い方の冊子が、委員さんの袋の中には入っているんですけど、それは今日持って帰っていただいて、実際タブレットを使い始めるまでまだ時間がかかると思うんですけど、持って帰ってください。

以上です。

事務局

次に私のほうから3点ほど。お配りしている資料の中に、さぬき市個人情報保護条例施行規則を廃止する規定というのと、令和5年度最適化活動の目標の設定等と、さぬき市農業委員会農地等利用の最適化の推進に関する指針という資料があると思うんですが、それに関して説明させていただきます。

まず、初めに、さぬき市個人情報保護条例施行規定を廃止する規定については、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改定されたことに伴い、全国的な共通ルールで法律に基づき個人情報保護制度を運用することとなったため、現行のさぬき市個人情報保護条例施行規則、平成18年さぬき市農業委員会告示第2号を廃止するものです。

なお、廃止案については農業委員会の定例会に上程して了解を得るということで、今回出させていただきました。

次の、令和5年度最適化活動の目標の設定等ですが、これはいつもは4月に行われる総会で4年度の実績と一緒に報告しているものなんですけど、これの提出というか確定するのが3月31日までに設定せないかんということだったので、今回の農業委員会で審議してもらうこととなりました。

載っとる内容は、農業委員の現在の体制とか農家や農地等の概要、それと耕地面積、それと最適化活動の目標として、農地の集積、目標、遊休農地の解消、それと新規参入の促進。ほんで、それに対する目標と、それと最適化活動の活動目標で、推進委員等が最適化活動を行う日数目標等を入れております。それと、活動強化月間の設定目標で、9月から11月で、そのようなものを入れさせてもらっています。

こちらの説明については以上で、次に、さぬき市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に係る指針についてなんですけど、この指針は農業委員さん推進委員さんが改選される年につくらないかんので、前回は令和2年7月20日に設定しております。こちらの指針のほうももう3月中に設定しなければいけないということになったので、今回の農業委員会のほうで確認してもらうこととしました。

それでは、続いて説明させていただいて、前回の最適化の推進に係る指針と変わっているところは、基本的な考え方は、上から9行目の、農地利用の集積・集約化を図るために、地域計画、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(案)、令和4年法律第56条による改正後の農業経営基盤強化促進法に変わったことでその文言がつけ加えられたのと、あと、下から9行目の「なお、この指針は」とあるところで、香川県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定するさぬき市の農業経営基盤の強化・促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標で10年後を目指すということが変わったのと、あとは最後の下から

4番目の「また、単年度の具体的な活動については農業委員会による最適化活動の推進等について（令和4年2月2日付3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく最適化活動の目標の設定等」というところがつけ加えられています。

あとは大体前回と同じで、今までは8年後ぐらいを目標にしとったんですが、10年に変えたものになっております。

それと、遊休農地の発生防止・解消の（2）の遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法として、③の非農地判断について、「利用状況調査によって利用・再生が困難と区分された農地については現況に応じて速やかに非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する」という項目が増えております。

次の3ページで、担い手への農地利用の集積・集約化についても、10年後に目標を立てております。それとまた、参考として、担い手の育成確保で、次の表のように計画を立てて行うということを入れております。

あと、（2）の担い手への農地利用の集積・集約化について向けた具体的な推進方法として、すぐ下の①の地域計画の策定・見直しについて、農業委員会として地域ごと農地の問題を解決するために、9年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く地域計画の策定と見直しを主体的に取り組むという項目と、あと、次のページの③農地の利用調整と利用権設定についてで、管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く受け手が少ないまたは受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取組を推進すること、また、次の④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱いとして、農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効活用に努める。また、（3）の担い手への農地利用の集積・集約化の調査方法として、担い手への農地利用集積・集約化の進捗状況は農地の集積率により調査し、単年度の評価については農業委員会による最適化活動の推進等に基づく農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表とするというあたりが変わっています。

あと、最後の3番の、新規参入の促進についての中で、（2）の新規参入の促進に向けた具体的な促進方法として、次のページの③企業参入の推進についてと4番、農業委員会のフォローアップの活動について、このあたりを新たに追加しております。

説明は以上です。

事務局

続いて、次回の定例会の案内でございます。4月ですけども、4月は定例会と総会を予定しております。まず、定例会でございますが、4月21日金曜日午後3時から、場所が変わりまして、さぬき市の寒川庁舎、寒川の庁舎の3階の301・302で行います。それから、総会につきましては4月21日金曜日午後1時半から総会を予定しております。場所は同じです。寒川庁舎の3階の301・302。定例会と総会の予定をお願い致しますらと思っております。

それから、次に、農業経営改善計画書の申請書ですけども、これあとで回収しますので、机の上に置いてください。

来月の総会ですけども、総会の案内につきましては、農業委員さんと、あと推進委員さんも案内する予定ですので、コロナも収まってきたということで、任期の最後でもございますし、ご案内させていただくように致します。

よろしくお願ひします。

議長（会長） 農地集積員の方、何かありますか。

農地中間管理
機構
議長（会長） ございません。

以上をもちまして、令和5年3月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（ 2時53分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・非農地証明願ひについて
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・・・・・15名 反対委員・・・・・・・・・・0名

・青年等就農計画の審査について
賛成委員・・・・・・・・・・16名 反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 8番

署名委員 9番